

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
G-FACTORY株式会社
代表取締役社長 片 平 雅 之

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月29日（水曜日）午後6時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年3月30日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館47階「あおぞら」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役1名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://g-fac.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和策の効果により企業業績の改善、設備投資・個人消費や住宅投資を中心とした持ち直しが見られ、国内景気は緩やかに回復基調が続いております。一方で、世界経済は、欧米や資源国を中心とした為替変動の影響により、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの主力取引先である外食産業は、引き続き、訪日外国人によるいわゆるインバウンド需要の盛り上がりが続いたこと、世帯1人当たり外食支出額の増加、個人消費の持ち直しにより、売上高は好調を維持しているものの、人材獲得競争の激化、人材採用の難化などによる人件費の上昇が続いております。また、美容業界におきましては、デフレに伴う消費者の節約志向や、店舗間競争の激化、労働需給逼迫による美容師の確保難など、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

そのような状況下、当社グループにおきましては、今後の継続的な成長を実現するために好調に推移している経営サポート事業の強化や収益構造の転換、飲食事業における外国人観光客向けのサービス拡充及び店舗近隣の一般顧客へのサービス拡充として試験的に宅配サービスを行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,579,824千円（前連結会計年度比22.9%増）、営業利益は447,463千円（同62.4%増）、経常利益は440,180千円（同60.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は290,928千円（同62.5%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 経営サポート事業

当連結会計年度においては、内装設備サポート顧客の新規出店及びリニューアル等のニーズに対応するサポート及びまるごとサポート提案の強化を図りました。

その結果、当セグメントの売上高は1,674,992千円（前連結会計年度比35.5%増）、営業利益は507,046千円（同33.7%増）となりました。

② 飲食事業

当連結会計年度においては、継続的なインバウンド需要の取り込みによる売上増加を図るため、引き続き観光エリアにある店舗の販促強化に取り組みました。また、上野店においては、店舗リニューアルによる内外装等の変更を行いました。

その結果、当セグメントの売上高は904,832千円（前連結会計年度比4.9%増）、営業利益は146,411千円（同64.3%増）となりました。

なお、セグメント別の売上高は、下記のとおりであります。

区 分	第13期（前連結会計年度） （平成27年12月期）		第14期（当連結会計年度） （平成28年12月期）		前連結会計年度比 （△減）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
経営サポート事業	1,236,333	58.9	1,674,992	64.9	438,658	35.5
飲 食 事 業	862,851	41.1	904,832	35.1	41,981	4.9
合 計	2,099,184	100.0	2,579,824	100.0	480,639	22.9

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、183,181千円であり、その主なものは、顧客の出店店舗の内装設備等及び直営店の改装による内装設備等でありませ。

なお、セグメント別の設備投資額は、次のとおりであります。

区 分	設備投資額(千円)
経営サポート事業	165,342
飲 食 事 業	16,763
全 社（共 通）	1,076
合 計	183,181

(3) 資金調達状況

当社は、平成28年9月30日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資及び第三者割当増資により、総額544,890千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保及び育成、能力向上及び定着化について

当社グループは、比較的少数の従業員で業務を推進していることから、今後の人材獲得競争の激化、人材採用の難化等による労働力不足に対して、策を講じていく必要があると考えております。当社グループでは、従業員一人一人が当社グループの理念、目的を理解し、共感し、業務に邁進できる環境を整備することで各々の生産性を向上させるとともに、様々な形態での働き方を受け入れていくための制度や仕組みの整備を行ってまいります。

また、能力向上及び定着化については、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、福利厚生を充実させた人事制度の採用に取り組むなど、従業員にとって働き甲斐のある会社を目指してまいります。

② コンプライアンス体制の充実について

当社グループは、コンプライアンス体制に関して当社の規模に見合う管理体制を整えておりますが、今後の事業拡大、組織拡大に伴い、より適切な管理体制を構築するための策を講じていく必要があると考えております。当社グループの行動規範及び基本行動方針の周知徹底及び体制基盤の充実・強化に向け、随時見直しを行ってまいります。

③ 内部統制システムの強化について

当社グループは、平成28年12月31日現在で、取締役5名、監査役3名、従業員34名（アルバイトを除く）となっており、経営管理体制もこの規模に見合うものになっております。しかしながら、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業になるためには、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査役監査並びに会計監査人による監査との連携を強化するほか、全役職員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

④ 衛生管理の強化、徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示、異物混入の問題などもあり、以前にも増して食の安全を保つことが求められております。当社グループの各店舗では、「管理マニュアル」に基づき衛生管理を徹底しており、エリア・マネージャー等による抜き打ち検査を行っております。今後も、法改正等に対応しながら更に衛生管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	2,579,824
経 常 利 益 (千円)	440,180
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	290,928
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	49.99
総 資 産 (千円)	3,212,620
純 資 産 (千円)	1,492,946

- (注) 1. 当社では、第14期より連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成25年12月期)	第 12 期 (平成26年12月期)	第 13 期 (平成27年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	1,348,332	1,594,962	2,095,682	2,568,187
経 常 利 益 (千円)	88,190	156,471	275,500	435,785
当 期 純 利 益 (千円)	51,809	93,048	179,845	286,709
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	9.46	16.91	32.12	49.27
総 資 産 (千円)	1,054,047	1,459,752	2,138,729	3,209,388
純 資 産 (千円)	378,771	481,820	661,666	1,493,320

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
GF CAPITAL PTE. LTD.	シンガポールドル 1,820,000	100.0%	経営サポート事業

(7) 主要な事業内容

区分	事業内容
経営サポート事業	店舗型サービス業の出退店支援を行っております。
飲食事業	飲食店「名代 宇奈とと」等の直営店を15店舗運営しております。

(8) 主要な営業所

① 当社

区分	所在地
経営サポート事業	東京都新宿区、大阪府大阪市
飲食事業	東京11店舗、大阪4店舗

② 子会社

区分	所在地
経営サポート事業	シンガポール

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	2名減	33.4歳	1.9年

(注) 上記従業員数のほか、68名の臨時従業員がおります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	308,911千円
株式会社日本政策金融公庫	99,600千円
株式会社日本政策金融公庫	248,000USD
株式会社商工組合中央金庫	44,065千円
株式会社みずほ銀行	34,466千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年9月30日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,302,800株

(注) 平成28年9月30日の東京証券取引所マザーズ上場に伴う平成28年9月29日を払込期日とする公募増資及び平成28年11月2日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式の総数は182,800株増加しております。

(3) 株主数 651名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
片平雅之	870,000株	66.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	73,200株	5.62%
S M B C ベンチャーキャピタル 1号投資事業有限責任組合	58,400株	4.48%
阪和興業株式会社	40,000株	3.07%
株式会社 S B I 証券	26,800株	2.06%
三菱 U F J キャピタル 3号投資事業有限責任組合	20,000株	1.54%
日本証券金融株式会社	12,700株	0.97%
楽天証券株式会社	10,100株	0.78%
リコーリース株式会社	10,000株	0.77%
野村信託銀行株式会社（投信口）	7,000株	0.54%
松井証券株式会社	7,000株	0.54%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年12月13日開催の取締役会決議により、平成29年1月1日付で1株を5株に株式分割するとともに、当社定款を変更し、発行可能株式総数を分割の割合に応じて増加する決議をいたしました。これにより発行可能株式総数は20,000,000株に、発行済株式の総数は6,514,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第2回新株予約権
新株予約権の数	27,000個
保有人数 当社取締役 当社社外取締役 当社監査役	3名 1名 2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 27,000株
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使期間	平成28年5月22日～平成36年3月18日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を500円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要するものとする。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができるものとする。</p>

名 称	第3回新株予約権
新株予約権の数	17,200個
保有人数 当社取締役 当社社外取締役 当社監査役	3名 1名 3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 17,200株
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使期間	平成29年12月29日～平成37年12月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を1,229円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要するものとする。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができるものとする。</p>

(注) 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますが、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」は、当該株式分割による調整前の株式数を記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の行使価額を記載しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	片平雅之	GF CAPITAL PTE. LTD. 代表取締役社長
取 締 役	田口由香子	管理部長
取 締 役	山崎俊也	コンサルティング事業部長
取 締 役	鈴木雅之	業務推進事業部長
取 締 役	野澤正平	株式会社マーキュリースタッフイング取締役
常 勤 監 査 役	鎌仲順子	
監 査 役	安田正利	株式会社ヤスダマネージメント代表取締役 有限会社芙蓉倶楽部取締役 ヤスダAMパートナーズ合同会社代表社員
監 査 役	綾部薫平	しぶや総和法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役野澤正平氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役安田正利氏、監査役綾部薫平氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役鎌仲順子氏は、当社並びに他社において財務・会計部門に長期間勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当の見地を有するものであります。
 4. 監査役安田正利氏は、金融機関に長期間勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当の見地を有するものであります。
 5. 当社は、取締役野澤正平氏、監査役安田正利氏、監査役綾部薫平氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	5名	43,440千円
(うち社外取締役)	(1名)	(3,300千円)
監 査 役	3名	16,290千円
(うち社外監査役)	(2名)	(9,090千円)
合 計	8名	59,730千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年9月25日開催の臨時株主総会決議において、年額216,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成28年3月16日開催の第13回定時株主総会決議において、年額24,000千円以内と決議いただいております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	野 澤 正 平	株式会社マーキュリースタッフینگ取締役
社 外 監 査 役	安 田 正 利	株式会社ヤスダマネージメント代表取締役 有限会社芙蓉倶楽部取締役 ヤスダAMパートナーズ合同会社代表社員
社 外 監 査 役	綾 部 薫 平	しぶや総和法律事務所代表弁護士

(注) 当社と、株式会社マーキュリースタッフینگ、株式会社ヤスダマネージメント、有限会社芙蓉倶楽部、ヤスダAMパートナーズ合同会社、しぶや総和法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	野 澤 正 平	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営監視機能等について発言を行っております。
社 外 監 査 役	安 田 正 利	当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会12回全てに出席し、主に金融機関で培った豊富な経験と幅広い見識から財務、会計及び内部統制等について発言を行っております。
社 外 監 査 役	綾 部 薫 平	当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会12回全てに出席し、弁護士としての専門的見地からコーポレート・ガバナンスの強化等について発言を行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるGF CAPITAL PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人（有限責任監査法人 トーマツ）に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要がある判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、平成27年6月の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、平成28年3月の取締役会において一部改定しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、経営理念である『成長を志す人材』と『変革（挑戦）を志す組織（企業）』と共に、新しい価値を創造し続け、常に成長し続ける理念」に則った「G-FACTORY行動規範」「G-FACTORY基本行動方針」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意思を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ・取締役、使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「リスク管理規程」と「コンプライアンス規程」を定める。
 - ・リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを実現するための組織を整備する。組織は、管理部担当取締役を委員長とし、代表取締役社長、常勤監査役、内部監査人、各部の担当取締役で構成され、同委員会が中心となって役職員の教育を行う。監査役及び内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ・リスクコンプライアンス委員会は活動を定期的に取り締役に報告する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
 - ・反社会的勢力の排除を「反社会的勢力等に対する方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ・上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間とする。
 - ・取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者は、所定の申請書に必要事項を記入し、業務主管部門の許可を得てから行うものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」に定め、周知徹底する。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理部にて行うものとする。
その他、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めるものとする。
 - ・内部監査室は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長へ報告し、重要な事項については、取締役会に報告する。取締役会は、改善策を審議・決定するものとする。
 - ・大規模な事故・災害等、当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、防災対策本部長である、管理部長、防災対策本部員である代表取締役社長及び各事業部長を構成員とする防災対策本部が危機管理体制を構築するものとする。
 - ・リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役及び監査役が出席する取締役会を原則として月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとする。
 - ・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行うものとする。
 - ・取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行うものとする。
上記各事項に関連して、法令又は東京証券取引所の定める開示ルールに則った開示を行うものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・役職員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「G-FACTORY行動規範」「G-FACTORY基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を定め、全ての役職員に対し周知徹底する。
 - ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
 - ・コンプライアンスに関する報告等は、利用者の匿名性を担保するとともに、報告者の不利益とならない仕組みとする。

- ・コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・管理部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとする。
 - ・監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、役職を兼務せず監査役の指示命令下で職務を遂行し、取締役の指示命令を受けないこととする。
- ⑦ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社及び子会社に報告するため、月1回開催する取締役会に当社及び子会社の従業員が参加することを求めることができる。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・子会社を含めたリスク管理を担当する機関

リスクコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定する「関係会社管理規程」を制定し、子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役又は使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。

- ⑨ 監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社は、監査役への報告を行った当社及び子会社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑩ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしており、必要に応じて、内部監査室との情報交換や当社及び子会社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障する。
 - ・監査役がその業務の執行について、当社及び子会社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理部門において審議の上、当該請求に関する費用又は債務が当該監査役の業務執行に必要なでないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
 - ・反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えている。また、取引先については、取引開始時の社内稟議で反社会的勢力でないことを確認する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 取締役の職務執行について
- 当事業年度において取締役会を16回開催しており、経営上の重要事項を決定しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について
- 取締役会の資料及び議事録は法令及び「文書管理規程」に基づき、セキュリティの確保された場所で保管及び管理を行っております。
- ③ 監査役の職務執行について
- 当事業年度において監査役会を12回開催しており、監査役相互の意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人並びに内部監査室との間で監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の綿密な連携を行っております。

④ リスク管理について

不測の事態や危機の発生時における損失を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を周知徹底し、リスク管理を行っております。

⑤ コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止、リスク確認を行うため、「G-FACTORY行動規範」「G-FACTORY基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を周知徹底するとともに、「リスクコンプライアンス委員会」を定期的に開催しております。

⑥ 内部監査体制

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率は小数第二位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,364,142	流動負債	893,922
現金及び預金	1,487,071	買掛金	275,516
売掛金	64,641	1年内返済予定の長期借入金	175,243
割賦売掛金	214,916	未払法人税等	104,410
リース投資資産	485,735	その他	338,751
商品	11,813	固定負債	825,751
繰延税金資産	6,072	長期借入金	340,688
その他	97,047	長期預り保証金	451,213
貸倒引当金	△3,157	長期前受収益	33,850
固定資産	848,477	負債合計	1,719,674
有形固定資産	238,693	純資産の部	
建物及び構築物	189,060	株主資本	1,496,662
その他	49,632	資本金	372,445
無形固定資産	1,824	資本剰余金	317,445
投資その他の資産	607,959	利益剰余金	806,772
投資有価証券	289	その他の包括利益累計額	△3,716
繰延税金資産	17,394	その他有価証券評価差額金	54
差入保証金	530,795	為替換算調整勘定	△3,771
その他	59,480	純資産合計	1,492,946
資産合計	3,212,620	負債・純資産合計	3,212,620

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,579,824
売 上 原 価		1,416,861
売 上 総 利 益		1,162,962
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		715,498
営 業 利 益		447,463
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	71	
為 替 差 益	11,096	
協 賛 金 収 入	979	
受 取 保 険 金	382	
そ の 他	1,586	14,115
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,671	
株 式 交 付 費	6,388	
株 式 公 開 費 用	10,320	
そ の 他	18	21,398
経 常 利 益		440,180
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,039	
受 取 和 解 金	7,295	11,335
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,741	
和 解 金	4,300	6,041
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		445,474
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	147,911	
法 人 税 等 調 整 額	6,634	154,545
当 期 純 利 益		290,928
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		290,928

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	45,000	515,843	660,843
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	272,445	272,445		544,890
親会社株主に帰属する当期純利益			290,928	290,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	272,445	272,445	290,928	835,819
当 期 末 残 高	372,445	317,445	806,772	1,496,662

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	—	△3,286	△3,286	657,556
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				544,890
親会社株主に帰属する当期純利益				290,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	△484	△429	△429
当 期 変 動 額 合 計	54	△484	△429	835,389
当 期 末 残 高	54	△3,771	△3,716	1,492,946

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 GF CAPITAL PTE. LTD.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

ロ. たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品

主として最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～18年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ロ. 割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

a 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

ロ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 109,040千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,302,800株

(注) 1. 平成28年9月30日の東京証券取引所マザーズ上場に伴う平成28年9月29日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。

2. 平成28年11月2日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式の総数は32,800株増加しております。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 41,400株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に経営サポート事業におけるリース資産購入などを当社グループの事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、割賦売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、上場会社の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は主に経営サポート事業に属する物件情報サポートの物件契約に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、償還日は、決算日後、最長で5年後であります。預り保証金は、経営サポート事業に属する物件情報サポート等、飲食事業の店舗運営のためであり、償還日においては、最長で10年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（契約先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許の流動性について、連結売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計 上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,487,071	1,487,071	—
(2) 売掛金	64,641	64,641	—
(3) 割賦売掛金	214,916	208,353	△6,563
(4) リース投資資産 貸倒引当金(※1)	485,735 △3,157		
	482,578	460,180	△22,397
(5) 投資有価証券	289	289	—
(6) 差入保証金	530,795	531,747	951
資産計	2,780,293	2,752,283	△28,009
(1) 買掛金	275,516	275,516	—
(2) 1年内返済予定の長期 借入金	175,243	175,243	—
(3) 未払法人税等	104,410	104,410	—
(4) 長期借入金	340,688	341,506	818
(5) 長期預り保証金	451,213	451,979	765
負債計	1,347,072	1,348,657	1,584

(※1) リース投資資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦売掛金、(4) リース投資資産

元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 差入保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 229円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 49円99銭

(注) 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成28年12月13日開催の取締役会決議に基づき、次のように株式分割を行っております。

(1) 株式分割について

① 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を行いました。

② 分割の方法

平成28年12月31日（土曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,302,800株
今回の分割により増加する株式数	5,211,200株
株式分割後の発行済株式総数	6,514,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

④ 分割の日程

基準日の公告日	平成28年12月13日（火曜日）
分割の基準日	平成28年12月31日（土曜日）
分割の効力発生日	平成29年1月1日（日曜日）

(2) その他

① 資本金の額の変更

上記株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価格の調整

上記株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの行使価格を平成29年1月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第2回新株予約権	500円	100円
第3回新株予約権	1,229円	246円

③ 1株当たり情報

「6. 1株当たり情報に関する注記」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,210,101	流動負債	890,315
現金及び預金	1,442,798	買掛金	275,516
売掛金	64,641	1年内返済予定の長期借入金	175,243
割賦売掛金	104,673	未払金	124,708
リース投資資産	485,735	未払費用	51,701
商 品	11,813	未払法人税等	104,222
貯 蔵 品	437	前受金	16,983
前 渡 金	2,580	預り金	48,863
前払費用	86,659	前受収益	82,441
繰延税金資産	6,072	その他	10,635
その他	7,845	固定負債	825,751
貸倒引当金	△3,157	長期借入金	340,688
固定資産	999,287	長期預り保証金	451,213
有形固定資産	238,693	長期前受収益	33,850
建 物	186,742	負債合計	1,716,067
構 築 物	2,318	純資産の部	
工具、器具及び備品	49,632	株主資本	1,493,266
無形固定資産	1,824	資 本 金	372,445
ソフトウェア	1,824	資 本 剰 余 金	317,445
投資その他の資産	758,768	資 本 準 備 金	317,445
投資有価証券	289	利 益 剰 余 金	803,375
関係会社株式	150,809	その他利益剰余金	803,375
出 資 金	100	繰越利益剰余金	803,375
長期前払費用	59,380	評価・換算差額等	54
繰延税金資産	17,394	その他有価証券評価差額金	54
差入保証金	530,795	純資産合計	1,493,320
資産合計	3,209,388	負債・純資産合計	3,209,388

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,568,187
売 上 原 価		1,416,861
売 上 総 利 益		1,151,325
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		708,378
営 業 利 益		442,947
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	838	
為 替 差 益	10,450	
協 賛 金 収 入	979	
受 取 保 険 金	328	
そ の 他	1,640	14,237
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,671	
株 式 交 付 費	6,388	
株 式 公 開 費 用	10,320	
そ の 他	18	21,398
経 常 利 益		435,785
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,039	
受 取 和 解 金	7,295	11,335
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,741	
和 解 金	4,300	6,041
税 引 前 当 期 純 利 益		441,079
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	147,736	
法 人 税 等 調 整 額	6,634	154,370
当 期 純 利 益		286,709

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当 期 首 残 高	100,000	45,000	45,000	516,666	516,666	661,666
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	272,445	272,445	272,445			544,890
当 期 純 利 益				286,709	286,709	286,709
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	272,445	272,445	272,445	286,709	286,709	831,599
当 期 末 残 高	372,445	317,445	317,445	803,375	803,375	1,493,266

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	-	-	661,666
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			544,890
当 期 純 利 益			286,709
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	54	54	54
当 期 変 動 額 合 計	54	54	831,654
当 期 末 残 高	54	54	1,493,320

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ. 商品

主として最終仕入原価法

ロ. 貯蔵品

主として先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
構築物	7～10年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～14年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

イ. 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	109,040千円
(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	655千円
短期金銭債務	52千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	2,848千円
営業取引以外の取引による取引高	767千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,923千円
長期前受収益	10,358千円
減損損失	3,698千円
資産除去債務	3,288千円
その他	223千円
繰延税金資産合計	23,491千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△24千円
繰延税金負債合計	△24千円
繰延税金資産純額	23,467千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	GF CAPITAL PTE. LTD.	直接 100.0 %	資金の貸付 業務の委託 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	77,152	—	—
				増資の引受 (注) 2	63,812	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. GF CAPITAL PTE. LTD. に対する貸付金の現物出資を行ったものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 229円25銭

(2) 1株当たり当期純利益 49円27銭

(注) 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成28年12月13日開催の取締役会決議に基づき、次のように株式分割を行っております。

(1) 株式分割について

① 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を行いました。

② 分割の方法

平成28年12月31日（土曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,302,800株
今回の分割により増加する株式数	5,211,200株
株式分割後の発行済株式総数	6,514,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

④ 分割の日程

基準日の公告日	平成28年12月13日（火曜日）
分割の基準日	平成28年12月31日（土曜日）
分割の効力発生日	平成29年1月1日（日曜日）

(2) その他

① 資本金の額の変更

上記株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価格の調整

上記株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの行使価格を平成29年1月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第2回新株予約権	500円	100円
第3回新株予約権	1,229円	246円

③ 1株当たり情報

「8. 1株当たり情報に関する注記」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

G-F A C T O R Y株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮澤 義典 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、G-F A C T O R Y株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G-F A C T O R Y株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

G-FACTORY株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊟

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮澤 義典 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、G-FACTORY株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 2月24日

G-F A C T O R Y株式会社 監査役会

常勤監査役 鎌仲 順子 ㊟

社外監査役 安田 正利 ㊟

社外監査役 綾部 薫平 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

当社は、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。取締役候補者からは、本総会で選任されることを前提として取締役に就任する旨の事前の承諾を得ております。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やすだまさとし 安田正利 (昭和42年6月19日生)	平成2年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 平成15年5月 アリコジャパン㈱入社 平成15年8月 ㈱芙蓉倶楽部設立 取締役就任(現任) 平成16年11月 共和安田㈱(現㈱ヤスタマネージメント) 設立 代表取締役就任(現任) 平成19年6月 A I G(㈱顧問就任 平成19年11月 A I G(㈱顧問退任 平成23年10月 当社監査役就任(現任) 平成24年9月 ヤスタAMパートナーズ合同会社 代表社員就任(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 安田正利氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安田正利氏は、現在、当社の社外監査役在任中ですが、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年5ヶ月であります。
4. 安田正利氏は、金融機関に長期間勤務した経験を持つなど財務及び会計に関する知見を有していることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 安田正利氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、同氏は本総会終結の時まで社外監査役であり、同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結しております。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とするものであります。
6. 当社は、安田正利氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 安田正利氏は、当社の親会社等ではなく、また、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 安田正利氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 安田正利氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
10. 安田正利氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の

配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

11. 安田正利氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役安田正利氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者からは、本総会で選任されることを前提として監査役に就任する旨の事前の承諾を得ております。

なお、高橋克典氏は、安田正利氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

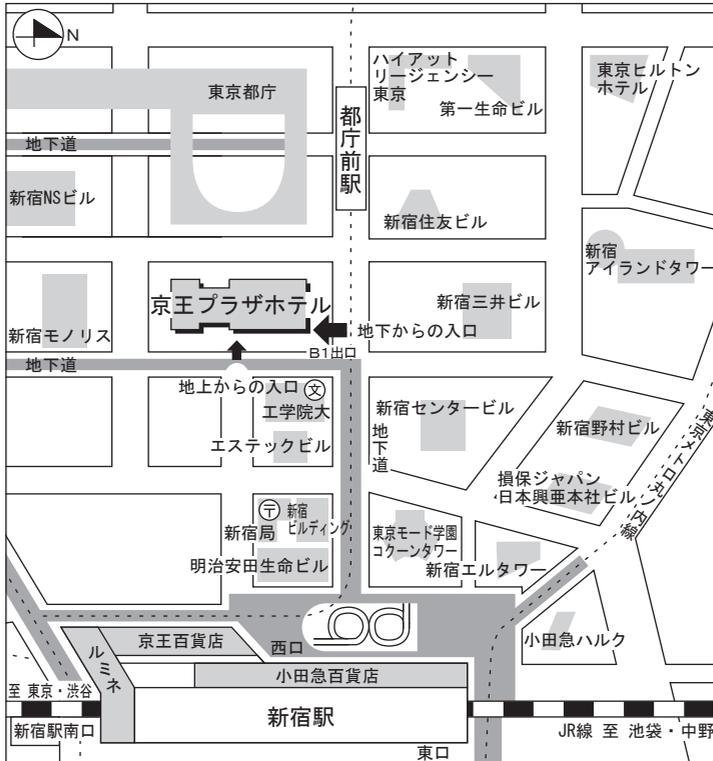
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たか はし かつ のり 高橋克典 (昭和41年8月23日生)	平成8年10月 会計士補登録 柳澤公認会計士事務所(現新創監査法人) 入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成12年8月 税理士登録 平成18年4月 新創監査法人 社員就任 平成20年4月 新創監査法人 代表社員就任(現任)	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋克典氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 高橋克典氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知見を有していることから、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
 4. 高橋克典氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とするものであります。
 5. 高橋克典氏が社外監査役に選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 6. 高橋克典氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 7. 高橋克典氏は、当社の親会社等ではなく、また、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
 8. 高橋克典氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 9. 高橋克典氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 10. 高橋克典氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 11. 高橋克典氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館47階「あおぞら」
電話 (03) 3344-0111(代表)



会場最寄駅

- 「新宿駅」西口から徒歩6分
(JR線、京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線)
新宿駅西口を出て都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出てすぐの左側の建物です。
- 「都庁前駅」B1出口よりすぐ
(都営地下鉄大江戸線)
改札を出てJR新宿方面に進みB1出口階段を上がってすぐ右側の建物です。